

(4) 福祉施設から一般就労への移行

<成果目標と進捗状況>

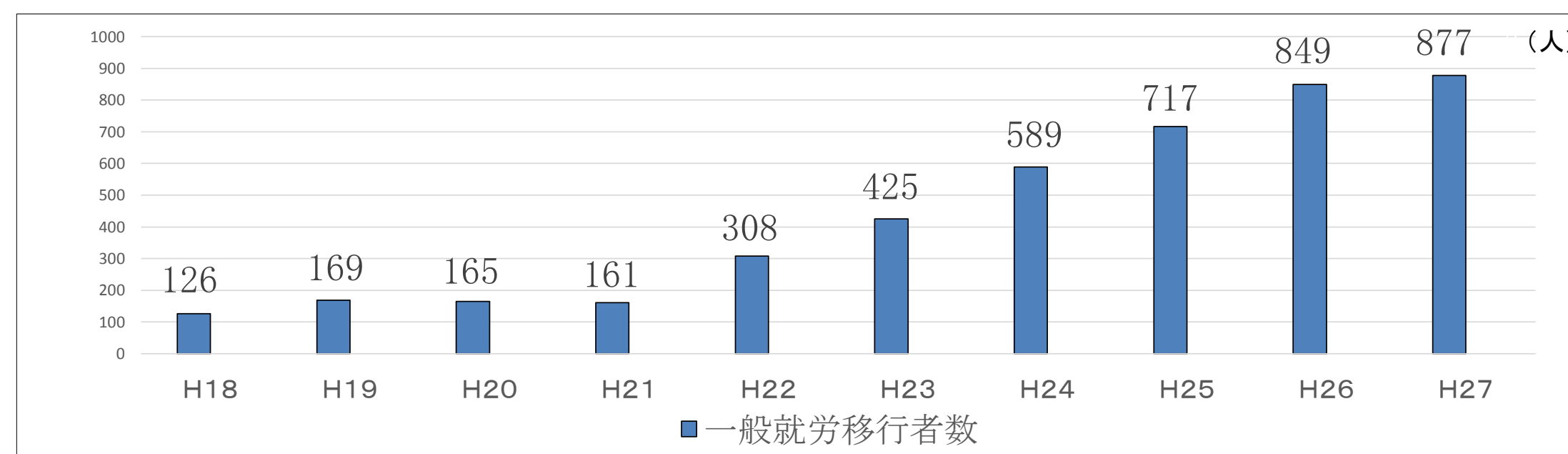
	目標値	進捗状況(H27実績)
成果目標①	平成29年度末における年間一般就労移行者数を1,178人とする (設定方法) 国の基本指針に即して、平成24年度末における年間一般就労移行者数(589人)の2倍とする	877人 ※詳細はアのとおり
成果目標②	平成29年度末における就労移行支援事業利用者数を2,374人とする (設定方法) 国の基本指針に即して、平成25年度末における就労移行支援事業利用者数(1,484人)の1.6倍とする	1,464人 ※詳細はイのとおり
成果目標③	平成29年度末における就労移行率3割以上を達成する就労移行支援事業所を全体の5割以上とする (設定方法) 国の基本指針に即して設定。	4.4割 ※詳細はウのとおり

ア 利用した障害福祉サービス別の一般就労移行者数

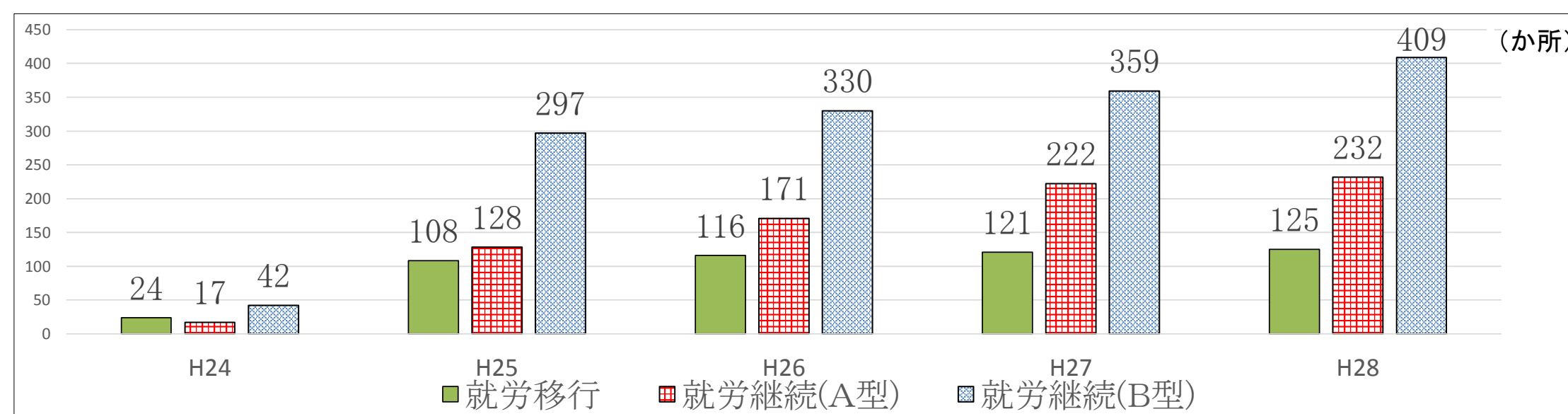
計画期間	年度	就労移行支援		就労継続支援				生活介護		自立訓練				合計		
				(A型)		(B型)				(機能)		(生活)				
		施設数	一般就労移行者	施設数	一般就労移行者	施設数	一般就労移行者	施設数	一般就労移行者	施設数	一般就労移行者	施設数	一般就労移行者	施設総数	施設数	一般就労移行者 合計
第4期	27	88	600人	93	167人	62	90人	0	0人	0	0人	9	20人	1,034	252	877人

※ 施設数は、一般就労移行者が存在する施設の数。
 ※ 就労開始後1カ月以内に退職した方は、一般就労移行者に含まない。
 ※ 施設総数は、平成28年3月31日現在。

(参考1) 年度別の一般就労移行者数の推移



(参考2) 年度別の就労関係事業所数の推移



※障害福祉サービス新体系完全移行 平成24年度～
 ※事業所数は、各年度4月1日現在

イ 就労移行支援事業所及び利用者の状況(平成28年3月31日現在)

事業所数	定員数	利用者数	稼働率
120か所	1,644人	1,464人	89.1%

ウ 就労移行支援事業所における就労移行率の達成状況

事業所数	3割達成	3割～2割	2割～1割	1割～0割	0割
120か所 ※()内は割合	53か所 (44%)	21か所 (18%)	9か所 (8%)	5か所 (4%)	32か所 (27%)

※平成27年度の就労移行率=(平成27年度における一般就労移行者数)/平成28年4月1日現在の利用者数
 ※就労移行率0割の事業所32か所のうち、5か所は利用者0のため。

<現状と課題>

○成果目標①については、前年度より28人多い877人となっており、その約7割に当たる600人が就労移行支援事業利用者であることから、就労移行支援事業の利用者数の増加や就労移行率の向上が、一般就労への移行を推進していく上で必要不可欠となる。

○一般就労移行者数については、年々増加傾向にあり、その要因として、①就労関係事業所の増加、②法定雇用率の引き上げ(1.8%→2.0%)や障害者の雇用を義務付けされた事業主の範囲の変更(従業員数56人→50人以上)、更には平成30年4月から法定雇用率の算定基礎に精神障害のある方が加えられたことにより、民間企業の障害者雇用に関する意識が高まったことが推測される。

○しかし、成果目標②については、進捗が遅れており、その要因としては、就労移行支援事業所の絶対数が不足していることが挙げられる。

○また、成果目標③については、3割達成が53か所ある一方、0割の事業所が32か所あり、両極化している。

→以上を踏まえ、今後は、一般就労への移行を更に進めるため、就労移行支援事業等の質的・量的確保を図るとともに、離職を防ぐための就労定着支援の推進が課題として挙げられる。

<今後の取組方針>

○サービス管理責任者研修などの各種研修の充実、施設整備費補助金による就労移行支援事業所整備費の助成を通じて、就労移行支援事業者等の質的・量的確保を図る。

○障害福祉事業者の指定に当たっての指導や事業所開設後の指導・監査を引き続き実施していくことにより、サービスの質の確保を図り、効果的な一般就労に繋げていく。

○障害者雇用に対する企業等の理解を得るため、事業主を対象としたセミナーや障害者就職面接会の開催などにより、一層の雇用促進に向けた働きかけを行う。

○就労移行や就労定着に必要なトライアル雇用やジョブコーチ等の就労支援策が積極的に活用されるよう産業労働部、愛知労働局及び愛知障害者職業センター等関係機関との連携を強化し、障害のある方やその家族に対し、適切な情報が提供されるよう努める。

○平成30年4月1日から一部施行となる改正障害者総合支援法において、事業所・家族等の連絡調整等の支援を行う「就労定着支援」が障害福祉サービスとして新設されることから、県においてはその動向を注視するとともに、事業者の確保策等について検討していく。